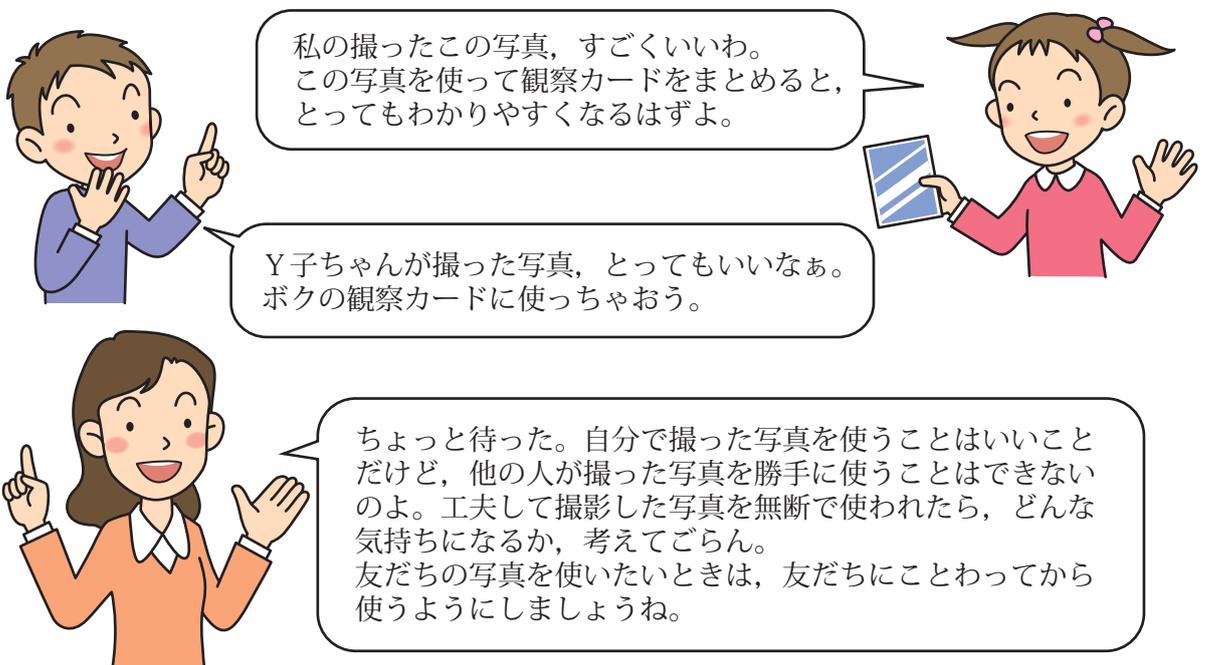


# 友だちが撮った写真を 観察カードに使う

生活  
1・2年

観察カードをまとめるときに写真を使って作成する場面を想定した事例。「段階的指導モデル」の「A」に該当する事例である。

## 5分の指導でモチベーションが高まる



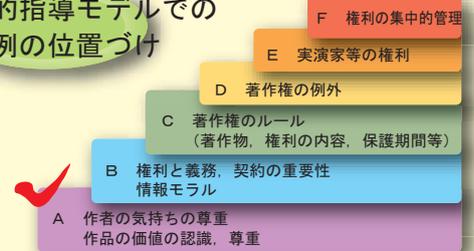
### 「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 写真は撮影した人のものであり、勝手に使ってはいけないことを理解させる。
- 「使うことができない」ではなく「黙って使ってはいけない」ことを知らせる。
- きちんとことわり、了解をもらえば利用できることを知らせる。

### 他の教科への応用例

- 生活科の他の単元のまとめ

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



## もっと時間をかけて、ていねいに指導する場合には

学習内容	教師の発問と子どもの反応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちたんけんを観察カードにまとめさせる。 デジタルカメラで撮影してきた写真を使ってまとめる</li> <li>● 写真は撮影した人のものであり、勝手に使ってはいけないことを理解させる。</li> <li>● 作品には、作った人の工夫や苦勞が込められていることに気づかせる。</li> <li>● 「使うことが出来ない」ではなく「黙って使ってはいけない」ことを指導する</li> </ul>	<p>発問例：観察カードを作りましょう。各自が撮影してきた写真を使うとわかりやすくなるよ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各々が撮影してきた写真を見る。</li> <li>・ 友だちに自分の撮った写真を見せて自慢する。</li> <li>・ 友だちが撮影した写真を使いたいという児童が出てくる。</li> </ul> <p>発問例：工夫して撮影した写真を、無断で使われたらどんな気持ちになるか考えてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いやな気持ちになる。</li> </ul> <p>発問例：友だちが撮った写真を使いたいときには友だちに断ってから使いましょう。</p>	

### この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権なるほど質問箱」(「引用」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

文化庁「楽しく学ぼうみんなの著作権」(小学生のための著作権教材 コピーしてはいけないの?)

[http://chosakuken.bunka.go.jp/tanoshiku/flash004\\_manual.htm](http://chosakuken.bunka.go.jp/tanoshiku/flash004_manual.htm)

